令和８年度　秋田県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金
事業計画募集について

１　事業の目的

秋田県では、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるよう環境を整備することを目的に、外国人介護人材とのコミュニケーション支援などに要する経費の一部を助成します。

２　事業概要

（１）対象事業者　秋田県内で介護サービス事業所を運営する者（介護保険法上の介護事業者）
※外国人介護職員を受け入れる（予定を含む）介護サービス事業所が対象

（２）補　助　率　２／３

（３）補助上限額　２００千円／１事業所当たり
（千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額）

（４）補助対象事業

ア　外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
①介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成・翻訳
②多言語翻訳機の導入
③日本語講師による教育等、外国人介護職員の日本語学習の支援
④外国人介護人材受入施設等に勤務する職員の異文化理解に向けた教育・研修（受講又は実施）
⑤その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に資する取組

イ　外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
①外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育
②その他外国人介護職員の介護福祉士資格取得に資する取組

ウ　外国人介護職員の生活支援に必要な取組
①孤立防止やホームシック等のメンタルヘルスケア
②地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等
③通勤等に必要となる自転車や居住環境の整備に必要な冷暖房機器の購入等
④その他外国人介護職員の生活支援に資する取組
※詳細については「秋田県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金補助金交付要綱」を必ず御確認ください。

３　事業スケジュールについて

（別紙）のとおり

４　事業計画募集等について

令和８年度の補助対象事業者を決定するため、次により事業計画を募集します。

（１）提出期限

令和８年１２月２５日（金）締切り

※計画書の提出状況によっては、期限前でも締め切る場合があります。

（２）提出書類

①令和８年度秋田県外国人介護人材受入施設等環境整備事業「事業計画書」
②対象経費等に係る見積書の写し
③機器導入等を行う場合は、カタログ等の写し　など

（３）提出方法

４（２）に記載の書類１部をメールで送付してください。

※法人で複数の介護サービス事業所の計画書等を提出する場合は、法人で事業所分を取りまとめてご提出ください。

（４）提出先

〒010-8570
秋田市山王四丁目１－１
秋田県 健康福祉部 長寿社会課 介護保険・人材対策チーム
（電話）　０１８－８６０－１３６４
（E-mail）Chouju@pref.akita.lg.jp
※メールで提出する場合は、その旨を必ず提出先まで電話でお知らせください。

（５）質問について

事業に関する質問については、質問票をメール又はＦＡＸで送付してください。
（E-mail）Chouju@pref.akita.lg.jp　（Fax）０１８－８６０－３８６７

５　留意事項など

（１）同時期に予算額を超える応募があった場合は、次の①～③や公平性などを考慮し、補助対象事業者を決定します。
①「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」の認証の有無
②本補助金及び当課補助金のこれまでの補助実績、各法人からの計画書提出数
③対象となる外国人介護職員の受入等の状況（受入済みか、受入予定か）や導入予定内容（対象分野・外国人介護人材数など）に係る補助効果

（２）本補助事業は、令和８年度中（令和9年3月31日まで）に完了（※）する必要があります。
※事業の実施のほか、経費の支払い等も含みます。令和9年4月1日以降に支払う経費は補助対象外です。

（３）補助金の支払いは、実績報告書の提出、内容の審査・確認を経て補助金額の確定後、請求書の提出を受けてから事業者の指定口座へ入金します。

（別紙）

【事業スケジュール（予定）】

1　事業計画書等の提出	事業者　→　県	令和8年12月25日締切り ※計画書の提出状況によっては、期限前でも締め切る場合があります。
2　事業計画審査	県	随時実施
3　採否の決定に係る通知書発出	県　→　事業者	事業計画書提出後２週間以内
4　補助金等交付申請書の提出	事業者　→　県	３の通知後、概ね１か月以内
5　補助金等交付決定通知書発出	県　→　事業者	交付申請書受理後２週間以内
6　事業の実施	事業者	※計画に基づき事業を実施
7　実績報告書の提出	事業者　→　県	事業完了後、1か月以内又は令和9年3月31日までのいずれか早い日まで
8　実績報告審査・補助金額の確定	県	実績報告書等の審査等を実施
9　補助金請求書の提出	事業者　→　県	補助金額の確定後、速やかに提出
10　補助金支払い	県　→　事業者	原則、請求書提出後、15日以内に支払い
■消費税等仕入控除税額報告書の提出	事業者　→　県	補助金交付要綱第6条(8)関係。 ※補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、速やかに提出する。
■証拠書類の保管	事業者	補助事業等に係る証拠書類等は5年間保管。（補助金交付要綱第6条(7)関係）